

○熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例

平成13年3月23日

条例第4号

題名改称 平成17年10月5日条例第18号

改正 平成17年10月5日条例第18号

(題名改称)

平成24年9月28日条例第16号

平成26年3月14日条例第4号

平成27年12月17日条例第35号

平成28年3月16日条例第8号

平成29年12月15日条例第23号

平成31年3月15日条例第9号

熱海市駐車場条例（昭和39年熱海市条例第41号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき、熱海市が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平17条例18・平24条例16・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熱海市和田浜駐車場	熱海市和田浜南町
熱海市東駐車場	熱海市東海岸町
熱海市駅前駐車場	熱海市田原本町
熱海市臨港駐車場	熱海市和田浜南町
熱海市来の宮駐車場	熱海市福道町
熱海市第1親水公園駐車場	熱海市渚町
熱海市第2親水公園駐車場	熱海市渚町
熱海市中央町駐車場	熱海市中央町

熱海市清水町駐車場	熱海市清水町
熱海市渚町駐車場	熱海市渚町

(平 2 8 条例 8 ・ 平 2 9 条例 2 3 ・ 一部改正)

(供用時間)

第 3 条 駐車場の供用時間は、午前 0 時から午後 1 2 時までとする。

(平 1 7 条例 1 8 ・ 平 2 7 条例 3 5 ・ 平 2 9 条例 2 3 ・ 一部改正)

(供用の休止)

第 4 条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(平 1 7 条例 1 8 ・ 全改)

(駐車の拒否)

第 5 条 市長は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(平 1 7 条例 1 8 ・ 全改)

(禁止行為)

第 6 条 利用者は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を損傷し、又は滅失すること。
- (3) 区画線に従わないで駐車すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の管理又は運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(平 1 7 条例 1 8 ・ 全改、平 2 4 条例 1 6 ・ 一部改正)

(損害賠償の義務)

第 7 条 利用者は、駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平 1 7 条例 1 8 ・ 全改)

(損害等の免責)

第8条 市長及び次条に規定する指定管理者は、駐車場内における盗難若しくは破損又は車両の接触若しくは衝突によって生じた損害及び天災その他の不可抗力によって生じた損害について、その責めを負わない。

(平17条例18・全改、平26条例4・一部改正)

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の駐車場の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条の規定による供用の休止
- (2) 第5条の規定による駐車拒否
- (3) 駐車場の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の供用の休止をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(平17条例18・全改、平26条例4・平29条例23・一部改正)

(指定管理者の指定の手續等)

第10条 指定管理者の指定の手續等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(平17条例18・全改)

(利用料金の納付)

第11条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額の利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例18・追加、平27条例35・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

（平17条例18・追加）

（利用料金の不還付）

第13条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平17条例18・追加）

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（平17条例18・旧第21条繰下、平24条例16・旧第24条繰上）

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（平26条例4・一部改正）

2 市長は、新たに第9条第1項の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が同条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第11条第1項の規定による承認を行うことができる。

（平26条例4・全改）

附 則（平成17年条例第18号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第10条の規定による指定管理者の指定の手續等については、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。

3 この条例の施行の際現に改正前の熱海市駐車場管理条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例附則の改正規定、第 7 条中マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例附則の改正規定、第 8 条中熱海市都市公園条例附則の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項、マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例第 9 条第 2 項及び熱海市都市公園条例第 28 条第 2 項に規定する承認は、この条例施行の前においても、第 3 条の規定による改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例別表、第 7 条の規定による改正後のマリンスパあたみの設置及び管理に関する条例第 9 条第 2 項並びに第 8 条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第 6 及び別表第 7 に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（平成 27 年条例第 35 号）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項の回数券でこの条例の施行の際現に未利用額のあるものは、改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例別表の回数券とみなす。

附 則（平成 28 年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年熱海市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 29 年条例第 23 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表一時駐車の部熱海市東駐車場（大型車に限る。）の款の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

3 別表一時駐車の一部熱海市東駐車場（大型車に限る。）の款の改正規定の施行の際現に熱海市東駐車場（大型車に限る。）を利用している者に係る利用料金については、新条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例第11条第1項、熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第13条第1項及び熱海市都市公園条例第28条第2項に規定する承認は、この条例の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例別表、第5条の規定による改正後の熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表並びに第7条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第11条関係）

（平27条例35・全改、平28条例8・平29条例23・平31条例9・一部改正）

料金種別	名称	区分		金額	
一時駐車	熱海市和田浜駐車場 熱海市東駐車場（大型車を除く。）	16時間以内	30分までごと	110円	
			最高限度額	1,760円	
	熱海市駅前駐車場 熱海市臨港駐車場 熱海市来の宮駐車場 熱海市第1親水公園駐車場 熱海市第2親水公園駐車	16時間を超えるもの	1時間までごと		110円

	場 熱海市中央町駐車場 熱海市清水町駐車場 熱海市渚町駐車場			
	熱海市東駐車場（大型車に限る。）	16時間以内	30分までごと	220円
			最高限度額	3,520円
		16時間を超えるもの	1時間までごと	220円
定期駐車車	熱海市東駐車場（大型車を除く。）	1月につき 1台当たり		15,400円
		8月に利用しない場合 1月につき 1台当たり		11,000円
	熱海市第2親水公園駐車場 熱海市清水町駐車場	1月につき 1台当たり		8,800円
回数券	100円券 13枚つづり			1,000円
	210円券 13枚つづり			2,100円
	3,900円券			3,000円

備考

- 1 この表の規定により計算して得た一時駐車における利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 2 熱海市第2親水公園駐車場及び熱海市清水町駐車場における定期駐車は、8月の1箇月間に限り利用することができない。
- 3 「大型車」とは、次に掲げるいずれかに該当する自動車をいう。
 - (1) 全高が2.3メートル以上である自動車
 - (2) 全幅が2.5メートル以上である自動車
 - (3) 全長が5.0メートル以上である自動車